



平成 23 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名 O a k キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 竹井 博康
(コード番号 3113 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 品田 耕一
(TEL. 0 3-5 4 1 2-7 4 7 4)

株主割当による新株予約権の無償発行に関するお知らせ

当社は、平成23年12月5日開催の取締役会において、下記の通り平成23年12月31日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された全株主の皆様に対して新株予約権を割当てることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、会社法第277条の規定に基づく株主の皆様への新株予約権無償割当てによる第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行により行うものでありますが、本新株予約権は下記1. に記載の通り株主の皆様への還元を目的としたものであります。

記

1. 株主に対して新株予約権を割当てる目的及び理由

ご支援をいただいております株主の皆様への株主還元策の一環として、全株主の皆様は無償で新株予約権を割当てるものであり、行使価額につきましては、平成23年12月30日の当社株価終値の85%といたします。

昨年、発行いたしました株主様向け第5回新株予約権につきましては、その行使期間中、国際的な金融危機や3月の震災等の影響で国内株式市場の低迷が続き、当社の株価も行使価額を上回るに至りませんでした。この度の発行につきましては、前述の事情を踏まえ、改めて全株主の皆様に対して新株予約権を無償で割当てることとしたものです。

ご注意：この文書は、O a k キャピタル株式会社第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、又は失権にかかる投資判断については、本新株予約権の株主無償割当てにかかる目論見書を熟読されたうえで、株主個人の責任において行ってください。この文書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における、当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性があります。この文書は、米国における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、1933年米国証券法に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

株主の皆様に対する本新株予約権の割当ての方法は、無償の新株予約権を会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行するものであり、当社の定める効力発生日（平成24年1月23日）において、株主の皆様において何ら申込みの手続きを要することなく割当てられることとなります。また、権利行使（資金の払込み）は株主の皆様のご自由な判断によります。また、権利行使期間につきましては6か月といたしました。

今後も株主価値の向上に邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株主に対する新株予約権無償割当ての内容

(1) 無償割当ての方法

新株予約権無償割当て（会社法第277条）の方法により、平成23年12月31日を基準日とし、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てます。

また、本新株予約権1個の目的である株式の数は、1株といたします。ただし、Oakキャピタル株式会社第6回新株予約権発行要項（以下、「発行要項」といいます。）第6項に従って調整される場合があります。

(2) 本新株予約権の内容等

①	本新株予約権の名称	Oakキャピタル株式会社第6回新株予約権
②	本新株予約権の目的となる株式の種類及び株数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式1株
③	基準日	平成23年12月31日
④	発行日（効力発生日）	平成24年1月23日
⑤	本新株予約権の総数	基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数とする。 なお、当社の平成23年11月30日現在の発行済株式の総数（自己株式20,259株を控除後）22,154,938株を基にすると22,154,938個となるが、基準日は平成23年12月31日であり、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。
⑥	発行価額	無償
⑦	当該発行による潜在株式数	基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数となる。ただし、発行要項第6項（3）により本新株予約権の目的である株式の数が調整される場合には、これに応じて変動する。 なお、当社の平成23年11月30日現在の発行済株式総数（自己株式20,259株を控除後）22,154,938株を基にすると22,154,938株となるが、基準日は平成23年12月31日であり、それまでに発行済株式総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。

⑧	新規発行による手取金	<p>払込金額の総額1,639,465千円 (差引手取概算額1,607,465千円) <内訳>新株予約権発行分 0円 新株予約権行使分 1,639,465千円</p> <p>(注) 上記金額は、行使価額(下記⑨で定義される)を74円(平成23年12月2日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じ、1円未満の端数は切り捨てた金額)と仮定し算定した本開示時点での暫定値であり、最終的には、下記⑨の通り行使価額が決定され次第確定する。</p>
⑨	行使価額	<p>基準日の直前の取引日である平成23年12月30日(ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとして決定される。</p>
⑩	行使期間	<p>平成24年3月1日から平成24年8月31日までとする。</p>
⑪	行使の条件	<p>i. 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。</p> <p>ii. 本新株予約権の新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権の新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の新株予約権者がその保有する複数個の本新株予約権の一部のみ行使した場合、当該新株予約権者が保有する未行使の当該本新株予約権は、当該行使時点後一切行使ができなくなるものとする。</p> <p>iii. 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる(ただし、本新株予約権の当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により本新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該本新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該本新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会の承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行行使することができる)ものとする。</p>
⑫	譲渡制限	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>(当社取締役会は譲渡による本新株予約権の取得を承認しない方針であるが、事業譲渡もしくは会社分割による本新株予約権の取得、又は信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該本新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該本新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必</p>

		要と認められる場合はこの限りでない。)
⑬	割当方法及び割当予定先	基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合をもって本新株予約権を割当てる。ただし、当社が保有する当社普通株式については、本新株予約権を割当てない。
⑭	そ の 他	i. 会社法その他の法律の改正等、発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。 ii. 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 iii. その他本新株予約権発行に関し必要な細目事項は、当社代表取締役に一任する。

(注1) 本新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額は、発行要項第6項及び第8項に従って調整されることがあります。それに伴い、本開示上に記載された他の数値も変動することがありますので、ご注意ください。

(注2) 上記のほか、本新株予約権の内容は、末尾の発行要項をご参照下さい。

(3) 新株予約権無償割当ての日程

平成23年 12月 5日	取締役会決議
平成23年 12月 5日	有価証券届出書提出
平成23年 12月 6日	基準日設定公告 (予定)
平成23年 12月21日	有価証券届出書効力発生 (予定)
平成23年 12月31日	基準日
平成24年 1月23日	株主割当新株予約権効力発生
平成24年 3月1日から平成24年8月31日まで	行使期間

(注) 本新株予約権に上場の予定はありません。

3. 新規発行による手取金の額及び手取金の使途等

(1) 新規発行による手取金 (差引手取概算額)

払込金額の総額	1,639,465,412円
発行諸費用の概算額	32,000,000円
差引手取概算額	1,607,465,412円

上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額であります。行使価額を74円 (平成23年12月2日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じ、1円未満の端数は切り捨てた金額) と仮定し算定した本開示時点での暫定値であり、最終的には、行使価額が、基準日の直前の取引日である平成23年12月30日 (ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。) の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じた金額 (1円未満の端数は切り捨て) として決定し次第、確定いたします。なお、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の全てが行使されるとは限らないこと及び割当てられた本新株予約権の一部を行使した新株予約権者の未行使の本新株予約権が行使ができないこととなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手

取概算額は減少する可能性があります。

(2) 新規発行による手取金の使途及び支出予定時期・金額

本件は、当社株主に対する還元としての観点から行うものでありますが、本新株予約権の新規発行による手取金は、当社の企業価値の向上に資する新規投資資金に充当する予定であります。

ただし、資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点ではその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従いまして、その具体的な金額等につきましては、資金の払込みのなされた時点の状況に応じて判断いたします。

4. 発行条件の合理性

本新株予約権の発行価額は、5期連続の無配に鑑みて株主の皆様のご支援に深い謝意を表すことを目的として無償といたしました。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、株主還元策であることに鑑み、基準日の直前の取引日である平成23年12月30日（ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）としました。

5. 潜在株式による希薄化情報等

平成23年11月30日現在の当社の発行済株式総数は22,154,938株（自己株式20,259株を控除後）であり、本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は22,154,938株であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は100%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使した場合の株主の皆様については、当該株主の皆様の保有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合及び本新株予約権の一部行使の結果、残存予約権を行使できないものとなった場合、株主の皆様が保有されている当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。

しかしながら、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使に応じた形で当社の財務基盤の強化に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

（注）基準日が平成23年12月31日であるため、上記の発行済株式総数等の発行数は変動する可能性があります。

6. 業績に与える影響

今般の当社株主に対する新株予約権無償割当てによる当社グループの業績に与える影響につきましては、新株予約権の行使請求時期が不確定であるため、平成23年11月8日に発表いたしました平成24年3月期の決算の業績見通しには織り込まれておりません。全体の事業の進捗等も踏まえ、必要な場合は、改めて開示させていただく予定です。

7. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成21年3期	平成22年3期	平成23年3期
連結売上高	2,302百万円	2,864百万円	4,351百万円
連結営業利益	△1,097百万円	553百万円	39百万円
連結経常利益	△1,087百万円	579百万円	8百万円
連結当期純利益	△2,616百万円	100百万円	115百万円
1株当たり 連結当期純利益	△12.45円	0.47円	5.24円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	10.43円	11.56円	118.34円

(注) 平成22年8月3日付で、株式10株を1株にする株式併合を行っております。

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況（平成23年11月30日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	22,175,197株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	9,606,000株	43.32%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第4回新株予約権の発行

発行期日	平成21年8月27日
調達資金の額	1,995,700,000円（差引手取概算額）
行使価額	20円
募集時における発行済株式総数	212,324,287株
割当先	Brilliance Hedge Fund
当該募集による潜在株式数	—株（注）
現時点における状況	—株
発行時の資金使途	新規投資資金
発行時における支出予定時期	平成21年8月31日から平成23年8月30日
現時点における状況	—円

(注) 第4回新株予約権は発行要項に基づき、平成22年3月12日を取得日として当社が全てを取得し同日をもって全て消却いたしました。

② 第三者割当による2011年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	平成21年10月5日
調達資金の額	930,000,000円（差引手取概算額）
募集時点における発行済株式総数	212,324,287株
当該募集による潜在株式数	—株（注）
転換（行使）状況	転換株式数（行使株式数）： 3,500,000株 （行使期間：平成21年10月6日～平成23年3月29日） （払込金総額 35,000,000円、資本組入額 35,000,000円）
当初の資金使途	販管費等運転資金及び新規投資資金に充当

割 当 先	Japan Equity Value LTD. (ジャパン・エクイティ・バリュー・リミテッド)
支 出 時 期	平成21年10月～平成23年3月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に充当済み

(注) 2011年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債は、平成22年10月14日をもって繰上償還し、平成22年10月21日をもって全て消却いたしました。

③ 第三者割当による第1回ユーロ新株予約権の発行

発 行 期 日	平成21年10月5日
調 達 資 金 の 額	2,000,000,000円 (差引手取概算額)
行 使 価 額	20円 (10株を1株とする株式併合により、平成22年8月3日付けで200円と調整されております。)
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	212,324,287株
割 当 先	Japan Equity Value LTD. (ジャパン・エクイティ・バリュー・リミテッド)
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 総 数	9,500,000株 (注)
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	500,000株 (注) (行使期間：平成21年10月6日から平成24年10月5日)
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	販管費等運転資金及び新規投資資金に充当
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成21年10月から平成24年10月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	販管費等運転資金及び新規投資資金に100,000,000円充当

(注) 平成22年8月3日付で、10株を1株とする株式併合を行っており、その比率に応じて計算して表記しております。

④ 新株予約権無償割当による第5回新株予約権の発行

発 行 期 日	平成22年10月16日
調 達 資 金 の 額	1,149,077千円 (差引手取概算額)
行 使 価 額	220円
割 当 効 力 発 生 日 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	22,082,428株
割 当 先	平成22年9月30日を基準日とし、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割当
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 総 数	一株 (注)
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	92,769株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	営業費用等の運転資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成22年12月1日から平成23年11月30日
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	営業費用等の運転資金に20,409千円を充当。

(注) 平成23年11月30日をもって行使期間が満了し、平成23年12月1日付で残余の新株予約権は消滅しております。

(4) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況(期末)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	28 円	7 円	19 円
高 値	29 円	27 円	40 円 □212 円
安 値	4 円	6 円	16 円 □60 円
終 値	7 円	19 円	125 円

(注)□印は、株式併合(平成22年8月3日付で、10株を1株に併合)による権利落ち後の最高最低株価を示しております。

②最近6ヶ月の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	107 円	117 円	112 円	93 円	100 円	94 円
高 値	137 円	125 円	114 円	147 円	101 円	94 円
安 値	106 円	108 円	80 円	91 円	92 円	74 円
終 値	116 円	112 円	96 円	101 円	94 円	85 円

③発行決議日前営業日における株価

	平成23年12月2日
始 値	85 円
高 値	88 円
安 値	85 円
終 値	88 円

(5) 大株主及び持株比率(平成23年9月30日現在)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
エアイツクス エアイエス エルティテーイー	1,233	5.56
山崎 光博	754	3.40
エルエムアイ株式会社	725	3.27
竹井 博康	725	3.27
木村 正明	250	1.13
斉藤 恒利	202	0.91
山田 晴信	197	0.89
利川 守信	179	0.81
吉澤 英和	172	0.78
日本証券金融株式会社	144	0.65

以 上

Oakキャピタル株式会社第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 Oakキャピタル株式会社第6回新株予約権

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

3. 割当方法

株主割当の方法による。基準日（第4項で定義される。）の最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき、1個の割合をもって、本新株予約権を割当てる。ただし、当社が保有する当社普通株式については、本新株予約権を割当てない。

4. 基準日

平成23年12月31日（以下、「基準日」という。）

5. 新株予約権の割当てがその効力を生ずる日

平成24年1月23日（以下、「効力発生日」という。）

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社が保有する当社普通株式を処分（以下、新株式の発行及び自己株式の処分を総称して「交付」という。）する総数は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式の数を除く。）と同数とする。ただし、本項（3）ただし書きにより、本新株予約権1個の目的である株式の数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数はこれに応じて同様に調整される。

(3) 本新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、効力発生日後、第8項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。上記算式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

また、調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、基準日の直前の取引日である平成23年12月30日（ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

8. 行使価額の調整

- (1) 当社は、効力発生日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(5)号①に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、合併等により交付する場合、会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、株主割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ②株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当がその効力を生ずる日の翌日以降、これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号①に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号①に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社の取締役、監査役、顧問及び従業員、当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対するストックオプションとしての新株予約権発行を除く)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の発行の場合は割当日、無償割当の場合は当該割当がその効力を生ずる日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価の価額が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調

調整後の行使価額は、当該対価の価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の価額の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価の価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④本号①ないし③の各取引において行使価額の調整事由とされる当社の各行為において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各行為の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該行為の承認があった日までに本新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式に従って交付する当社普通株式の数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項第(1)号及び第(2)号の規定にかかわらず、これらの規定により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当日付けで終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の規定により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知又は公告する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

9. 本新株予約権の行使期間

平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 1 個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- (2) 本新株予約権の新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権の新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の新株予約権者がその保有する複数個の本新株予約権の一部のみ行使した場合、当該新株予約権者が保有する未行使の本新株予約権は、当該行使時点後一切行使ができなくなるものとする。
- (3) 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる（ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行使することができる）ものとする。

11. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（当社取締役会は譲渡による本新株予約権の取得を承認しない方針であるが、事業譲渡もしくは会社分割による本新株予約権の取得、又は信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められる場合はこの限りでない。）

12. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権の新株予約権者から請求がない限り、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。なお、新株予約権証券を発行する場合であっても、本新株予約権の新株予約権者は会社法第 290 条の請求をすることはできないものとする。

13. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する当社普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 283 条に従って、その端数に応じて金銭を交付するものとする。

14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

15. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 9 項に定める行使期間中に、第 16 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、前号の行使請求書を第 16 項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる

金銭の全額を現金にて第 17 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 16 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 17 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

16. 行使請求受付場所

中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

17. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 首都圏支店

18. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会において承認決議がなされた場合）において、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当該取得日に、取得日時点で残存する本新株予約権の全部を無償で取得する。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

19. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

該当事項なし

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目事項は、当社代表取締役に一任する。